

平成20年(2008年)8月29日

姫路市選挙管理委員会様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅尾英文

目的外利用及び外部提供並びに本人通知の省略に関する意見について（答申）

平成20年4月1日付諮問書により諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、適當と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適當と認められる理由等

1 目的外利用及び外部提供の適否について

(1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「法」という。）が平成21年5月21日に施行されることに伴い、各市町村の選挙管理委員会は、平成20年から、裁判員候補者予定者名簿の調製及びその地方裁判所への送付等の事務を行う必要があります。前者の、候補者予定者名簿の調製については、法第21条第2項により、後者の地方裁判所への送付については、法第22条により、それぞれ、調製及び送付が義務づけられており、姫路市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2号の「法令の定めがあるとき」に該当すると解されます。

(2) 地方裁判所においては、法第23条により、前記の選挙管理委員会により調製された裁判員候補者予定者名簿に基づき、裁判員候補者名簿の調製を義務づけられています。ところで、裁判員候補者については、法第14条第2号において欠格事由が定められており、欠格事由に該当するか否かの資格調査は地方裁判所が行うことになっています。そして、この資格調査を行うためには、裁判員候補者の本籍地情報は必要不可欠と考えられます。法第12条第2項によると、地方裁判所は、裁判員候補者について、選任及び解任の判断に資するために必要があると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができると規定しています。また、制度の公正かつ円滑な実施のためにも、本籍地情報を裁判員候補者予定者名簿に付すことは、公益に資し、相当の理由があると解されるので、条例第9条第4号に該当します。

2 本人通知の省略について

通知を要する対象者が大量であり、かつ、事務処理に多大の時間と費用を要する
と解されますので、本人への通知を省略することもやむを得ないと考えます。